

国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱

平成26年2月6日付け25農畜機第4575号

一部改正 平成26年3月31日付け25農畜機第5492号

加工食品の原料等として利用される輸入粉卵等については、加工技術の高度化等に伴い、輸入量が増加傾向で推移しており、今後、こうした輸入畜産加工原料の利用が食品製造業者（以下「製造業者」という。）に拡大、定着した場合、国産畜産物の需要が減少し、畜産経営体の経営悪化を招くことが懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国産鶏卵等の国産畜産加工原料（以下「国産鶏卵等」という。）を活用した商品の開発等により、国産畜産物の利用促進を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって国内畜産の競争力の強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成25年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成25年12月25日付け25農畜機第3973号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 国産畜産加工原料緊急確保推進事業

公募団体は、国産鶏卵等を活用した商品の開発等を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) ブロック説明会の開催

事業のブロック説明会の開催

(2) 現地交流会の開催

畜産経営体等と製造業者の現地交流会の開催

(3) 公募選考会の開催

2の事業を実施する製造業者の公募選考会の開催

(4) 事業の推進指導等

事業の円滑な推進を図るための指導等

2 国産畜産加工原料緊急確保事業

公募団体は、畜産経営体等と国産鶏卵等の原料供給契約を締結する製造業者が、国産鶏卵等を活用した商品の開発・製造・販売を行うため、次に掲げる事業を行うのに要する経費について補助するものとする。

(1) 商品の開発

商品開発のための成分・性状分析、機械の改良、商品の試作、検討会の開催等

(2) 機械・設備の導入等

商品の製造に必要な機械・設備の導入等

(3) 販路の開拓及び拡大等

商品の販路の開拓及び拡大等のための販売促進資材の作成及び配布並びに試食会の開催等

第3 事業の要件等

1 製造業者の採択基準

第2の2の事業の対象となる製造業者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 国内の畜産経営体等と国産鶏卵等の供給契約（以下「原料供給契約」という。）を締結すること。なお、第2の2の(2)の事業を行う製造業者については、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月6日付け16農畜機第123号）」に定められている期間においても、原料供給契約を締結すること。

(2) 第2の2の(2)及び(3)の事業を行う製造業者にあつては、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 原料の1割以上を外国産鶏卵等から国産鶏卵等に切り換え、商品を開発・製造・販売すること。

イ 国産鶏卵等を活用した新たな商品の需要を創出するため、新規性のある商品を開発・製造・販売すること。

2 補助対象機械・設備等

第2の2の(2)の事業の補助対象機械・設備及び整備基準は、別表1

に掲げる機械・設備とする。

3 留意事項

製造業者は、第2の2の(2)の事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 機械・設備の設置及び運営に必要な資金を確実に確保すること。
- (2) 機械・設備の運営及び管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。
- (3) 事業(業務)計画及び財務状況に見合った適切な規模の整備内容とすること。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第2の2の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領(以下「要領」という。)を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

- (1) 製造業者は、事業の実施に当たっては、公募団体が別に定める事業実施計画を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、自らの事業実施計画とともに理事長に提出するものとする。

3 事業の公募

公募団体は、第2の2の事業の実施に当たっては、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、製造業者を公募により採択するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度から平成26年度までとする。

5 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

6 後援名義

公募団体及び製造業者は、この事業により販促資材、ポスター等を作成する場合及び試食会等を開催等する場合は、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 製造業者は、公募団体の指導の下、関係団体等との連携に努め、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産畜産加工原料緊急確保事業補助金交付申請書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の国産畜産加工原料緊急確保事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増
- (4) 機械・設備の設置場所の変更

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。ただし、第2の2の(2)の事業については、事業の出来高に応じて概算払を行うものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の国産畜産加工原料緊急確保事業補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 製造業者は、事業終了後遅滞なく、公募団体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

(2) 公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の国産畜産加工原料緊急確保事業補助金実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

第8 機械・設備の管理運営

公募団体は、本事業により機械・設備を導入した製造業者に対し、管理運営規程を定めさせ、当該機械・設備を第4の2の(1)の事業実施計画に従って適正に管理運営させるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7の4の(2)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告するものとする。

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第7の4の(2)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産畜産加工原料緊急確保事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの製造業者の仕入れに

係る消費税等相当額がない場合も含む。)であっても、その状況等について、第7の4の(2)の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告するものとする。

第10 運営状況の報告

- 1 公募団体は、本事業により導入された機械・設備の設置が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、製造業者に運営状況報告書を作成させ、公募団体に提出させるものとする。
- 2 公募団体は、当該機械・設備の設置が完了した年度の翌年度から起算して5年間について、毎年度、当該運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第6号の国産畜産加工原料緊急確保事業運営状況報告書を作成し、翌年度6月30日までに理事長に報告するものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理について他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び製造業者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (平成26年2月6日付け25農畜機第4575号)

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付け25農畜機第5492号)

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

補助対象機械・設備	整備基準
<p>1 原料の保管に要する機械・設備 原料保管庫、原料タンク等</p> <p>2 原料の処理に要する機械・設備 原料計量装置、原料混合・調合機、自動割卵機、乾燥機、乳化機、発酵機等</p> <p>3 製品の加工、包装に要する機械・設備 自動鶏卵殻剥きボイル機、トンネルオーブン、製品カッター、滅菌・消毒器、製品計量装置、製品充填装置等</p>	<p>整備を行おうとする機械・設備については、以下に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>1 商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。</p> <p>2 原料供給契約に基づき供給される国産鶏卵等を利用するのに必要と認められるものであること。</p>

別表 2

事業内容	補助対象経費	補助率
1 国産畜産加工原料緊急確保推進事業	<p>(1) ブロック説明会の開催</p> <p>(2) 現地交流会の開催</p> <p>(3) 公募選考会の開催</p> <p>(4) 事業の推進指導等</p>	定額
2 国産畜産加工原料緊急確保事業	<p>(1) 商品の開発</p> <p>(2) 機械・設備の導入等</p> <p>(3) 販路の開拓及び拡大等</p>	1 / 2 以内

別紙様式第1号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり国産畜産加工原料緊急確保事業を実施したので、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産畜産加工原料緊急確保事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 国産畜産加工原料緊急確保推進事業 (1) ブロック説明会の開催 (2) 現地交流会の開催 (3) 公募選考会の開催	円	円	円	

(4) 事業の推進指導等				
2 国産畜産加工原料緊急確保事業				
(1) 商品の開発				
(2) 機械・設備の導入等				
(3) 販路の開拓及び拡大等				
合 計				

注：事業の一部を委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙「国産畜産加工原料緊急確保事業実施計画」

1 国産畜産加工原料緊急確保推進事業

(1) ブロック説明会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(2) 現地交流会の開催

区分	回数・ 場所	参加人 数	現地交流会 の内容	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(3) 公募選考会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(4) 事業の推進指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

2 国産畜産加工原料緊急確保事業

(1) 商品の開発

製造業者名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(作成資料、配布先、配布数量など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎等を記載すること。

(2) 機械・設備の導入等

番号	製造業者名	事業内容	事業費	負担区分		導入計画	備考
				機構補助金	その他 ()		
			円	円	円	別添 機械・設備の導入計画のとおり	
計							

注：商品の製造に必要な機械・設備の導入計画は、要綱の第4の3の公募による採択の案件ごとに番号を付して添付し、その番号を番号欄に記入すること。

(3) 販路の開拓及び拡大等

製造業者名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(作成資料、配布先、配布数量など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎等を記載すること。

(4) 製造業者別の総括表

(単位：円)

製造業者名	区分	事業費	負担区分	
			機構補助金	その他 ()
	(1) 商品の開発 (2) 機械・設備の 導入等 (3) 販路の開拓及 び拡大等			
	小計			
合計				

注：製造業者ごとに原料供給契約の締結を証する契約書(案)の写しを添付すること。

別添 機械・設備の導入計画

番 号	
-----	--

1 事業の目的

2 製造業者の概要

製造業者名	本店所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

3 製造品目別の機械・設備の導入計画

番号	製造品目	総事業費	負担区分		導入計画	備考
			機構補助金	民間資金		
		円	円	円	別紙 製造品目別の機械・設備の導入計画のとおり	
計						

注：製造品目ごとに「別添の別紙 製造品目別の機械・設備の導入計画」を作成し、添付すること。

4 粉卵等の輸入等実績

(単位：トン)

区分 年度	輸入実績							国産鶏卵等使用実績 (殻付き卵換算 ／生乳換算)
	全卵粉	卵黄粉	卵白粉	脱脂粉乳	全粉乳	その他 ()	殻付き卵換算 ／生乳換算	

平成20年度								
平成21年度								
平成22年度								
平成23年度								
平成24年度								
平成25年度								
過去5年以内の平均量								

注：殻付き卵換算は、全卵粉4.4倍、卵黄粉2.2倍、卵白粉1.1倍として、生乳換算は、脱脂粉乳6.5倍、全粉乳8.9倍として算出すること。

5 機械・設備の導入に伴う殻付き卵（生乳）の使用計画

年度	区分	契約相手先 (畜産経営 体等)	契約数量 (トン) ①	契約 単価	過去の輸入 原料使用量 (トン) ②	切換え割合 (%) ①/②	参 考		備 考
							当該年度に見込まれる使用量 (トン)		
							輸入原料	国産鶏卵等 (①を除く)	
初年度 (年度)									
2年度 (年度)									
3年度 (年度)									
4年度 (年度)									
5年度 (年度)									

注1：殻付き卵換算は、全卵粉4.4倍、卵黄粉2.2倍、卵白粉1.1倍として、生乳換算は、脱脂粉乳6.5倍、全粉乳8.9倍として算出すること。

2：過去の輸入原料使用量の欄には、過去5年以内の平均輸入量（殻付換算量又は生乳換算）を記載すること。

3：備考欄には、契約期間、契約単価の決定方法、契約数量の算出根拠等を記載すること。

6 事業実施の効果

区分 年度	製造品目名	年間製造数量①	年間売上額②	従来製品売上額③	売上増加率 ④＝②／③	備考
初年度 (年度)						
2年度 (年度)						
3年度 (年度)						
4年度 (年度)						
5年度 (年度)						

注：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の数値を記入すること。

7 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別添の別紙 製造品目別の機械・設備の導入計画

番 号	
-----	--

1 製造品目

2 事業の概要

機械・設備を設置する 事業所及び施設の名称	当該施設の所在地	当該施設の敷地面積 m ²	工事着工及び 竣工予定年月日	備考

3 商品の概要

項 目	ア 加工原料を外国産鶏卵等から国産鶏卵等に切り換え、商品を開発・製造・販売する		イ 国産鶏卵等を活用した新たな商品の需要を創出するため、新規性のある商品を開発・製造・販売する
	従 来 商 品	本事業で開発・製造・販売を行う商品	本事業で開発・製造・販売を行う商品
1 商品名			
2 商品の概要（特長）			注：新規性について明らかとすること。
3 年間生産量（トン）			

4	1日当たり製造予定量		
5	販売予定単価（円）		
6	主な販売先(予定)		

注1：第3の1の（2）の要件に応じて、項目のア又はイの各項について記載すること。

4 事業の内容及び経費の配分

既機械・設備の概況			設置しようとする機械・設備の内容					単価	事業費	資金調達計画	
種類	面積又は 台数	構造（能 力）	補助 区 分	種類	面積又は 台数	構造 （能力）	法定耐 用年数			機構補助金	民間資金
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）		年	円	千円	千円	千円
				小計①							
			補助 対象 外								
				小計②							
				総事業費（①+②）							

注：種類欄は、要綱の別表1に定める補助対象機械・設備の種類を明らかにすること。

5 添付書類

- (1) 当該施設の設計図（平面図及び立面図）及び用地内における建物（施設別）等の配置図
- (2) 補助残資金の調達を当該事業で取得することとなる財産を担保に供することにより行う場合、次の事項を記した関係書面
 - ア 借入金額とその積算基礎
 - イ 担保に供する理由
 - ウ 担保に供する財産の概要
 - エ 担保に供する期間
 - オ 借入金償還計画

別紙様式第2号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜産加工原料緊急確保事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱第7の2の規定に基づき、申請します。

記

1 変更する理由

2 変更する事業の内容

別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 国産畜産加工原料緊急確保推進事業 (1) ブロック説明会の開催 (2) 現地交流会の開催	円	円	円	

(3) 公募選考会の開催 (4) 事業の推進指導等				
2 国産畜産加工原料緊急確保事業				
(1) 商品の開発 (2) 機械・設備の導入等 (3) 販路の開拓及び拡大等				
合 計				

注：変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

別紙様式第3号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった国産畜産加工原料緊急確保事業について、下記により金 円を概算
払により支払われたく、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱第7の3の(2)
の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日 現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	平成 年 月 日迄予 定出来高 (⑤+⑥) /②=⑦	残額 ⑧= ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金 ④	事業 費出 来高 ③/ ①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	円	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実

績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第4号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産畜産加工原料緊急確保事業について、下記のとおり実施したので、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱の第7の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産畜産加工原料緊急確保事業実績書」のとおり
(別紙様式第1号の別紙に準じる。)

3 事業に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	差引精算払 請求額 ⑥=④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④		
	円	円	円	円	円	円

1 国産畜産加工原料 緊急確保推進事業 (1) ブロック説明会 の開催 (2) 現地交流会の開催 (3) 公募選考会の開催 (4) 事業の推進指導 等 2 国産畜産加工原料 緊急確保事業 (1) 商品の開発 (2) 機械・設備の導入等 (3) 販路の開拓及び 拡大等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 振込先

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

6 添付書類

製造業者について、次に掲げる書類。

(1) 原料供給契約を締結したことを証する契約書の写し

(2) 設置した機械・設備の管理運営規程

(3) 当該機械・設備の出来高設計書（設計を伴わない機械・設備の整備の場合は、当該機械・設備の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる写真等）

別紙様式第5号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあった国産畜産加工原料緊急確保事業補助金について、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は製造業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

注1：製造業者別に判断できる資料を添付すること。

2：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は製造業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第6号

平成 年度国産畜産加工原料緊急確保事業運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度における国産畜産加工原料緊急確保事業の運営状況等を、国産畜産加工原料緊急確保事業実施要綱第10の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

製造業者から提出のあった運営状況報告書の一覧

番号	製造業者名	備考

注：製造業者が様式に準じて作成し、公募団体に提出のあった国産畜産加工原料緊急確保事業運営状況報告を添付すること。

様式 国産畜産加工原料緊急確保事業運営状況報告

1 機械・設備の利用状況

区分	商品の製造量		年間稼働日数
	計画	実績	
(商品名)			

2 国産鶏卵等の利用実績

区分 年度	契約相手先 (畜産経営 体等)	契約数量		契約単価 ②	年間契約額 ①×②	備考
		計画	実績 ①			
初年度 (年度)						
2年度 (年度)						
3年度 (年度)						
4年度 (年度)						
5年度 (年度)						

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：備考欄には、契約期間を記載すること。

3 事業実施の効果

区分 年度	商品名	年間製造数量 ①	年間売上額 ②	従来製品売上額 ③	売上増加率 ④ = ② / ③	備考
初年度 (年度)						
2年度 (年度)						
3年度 (年度)						
4年度 (年度)						
5年度 (年度)						

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：製造商品が複数ある場合は、各商品毎に記載すること。

3：総売上額、従来売上額については、製造業者の総売上額を記載すること。

4 国産鶏卵等の利用状況（実績）

年度	区分	契約相手先 (畜産経営 体等)	契約数量 (トン) ①	契約単価	過去の輸入原 料使用量 ②	切換割合 ①/②	参 考		備 考
							当該年度の使用量 (トン)		
							輸入原料	国産鶏卵等 (①を除く)	
初年度 (年度)									
2年度 (年度)									
3年度 (年度)									
4年度 (年度)									
5年度 (年度)									

注1：過去の輸入原料使用量の欄には、国産畜産加工原料緊急確保事業実施計画で使用した数字を記載のこと。

2：備考欄には、契約期間、単価の決定方法等について記載すること。